

令和3年第9回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

令和3年9月10日（金）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 田村 星 寿

2番 中野 栄

3番 嶺岸 勝 志

4番 三須 清 一

5番 大井 栄 一

6番 大炊 三枝子

7番 成島 誠

8番 川村 泉 治

9番 宮久保 勝

10番 根本 博

4. 出席事務局職員

局 長 増 田 浩四郎

庶務係長 遠 藤 幸 廣

農地係長 富 塚 隆 則

主任主事 片 桐 圭 悟

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

三須清一会長 ただいまから令和3年第9回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

2番 中野栄委員

3番 嶺岸勝志委員

よろしくお願いたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号から議案第3号までの合計3議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」2件。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」1件。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」再設定2件です。

以上で議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年9月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料の1ページからとなります。

整理番号1番の申請地は、〇〇字〇〇地先の登記地目田、現況地目畑1筆、〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、合計2筆、合計面積は1,301平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇南東側約401メートルに位置しています。位置図

は、議案資料の3ページを御覧ください。

譲受人は〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇市〇〇の方です。農業経営規模を拡大するため、自宅から近い農地の所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第1号整理番号1番について、調査結果を報告します。

第1調査会で譲受人、譲渡人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、借受地も含め約2.59ヘクタールで、農業従事日数は、本人と妻が年間150日で、子が10日です。トラクター、コンバイン、農用自動車等をそろえています。

経営農地については全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1番については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号整理番号2番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第1号整理番号2番「農地法第3条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年9月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料は7ページからとなります。

整理番号2番の申請地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、〇〇〇〇〇〇地先の地目畑2筆、合計6筆、合計面積は3,956平方メートルの所有権を贈与により移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の東側約278メートルに位置しています。位置図は、議案資料の11ページを御覧ください。

譲受人は社会福祉法人つくばね会で、譲渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。障害者支援事業における畑作業の拡大、充実のため農地の所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第1号整理番号2番について、調査結果を報告します。

第1調査会で譲受人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、借入地を含め約0.61ヘクタールで、農業従事者数は14名です。耕運機、乾燥機等をそろえています。

農地法施行令第2条第1項ハに該当するため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号整理番号2番「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号2番については、原案どおり許可することに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年9月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料は29ページからとなります。

整理番号1番の申請地は、〇〇〇字〇〇地先の畑2筆、面積は424.53平方メートルの所有権を母から子に移転し、住宅を新築するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の東側約852メートルに位置しています。位置図は、議案資料の30ページを御覧ください。

申請理由は、譲受人が現在住んでいる実家に親の介護のため長男夫婦が入るため、実家から出る譲受人の居宅を新築する必要が生じましたが、市街化区域内に建築できる土地はないことから、調整区域内の土地を選定したものです。

当該地は、所有地の畑を南北2つに分筆し、北側部分に住宅を新築する計画で、南側の一筆は畑として活用する予定です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第2号について、調査結果を報告します。

第1調査会で代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

計画地は、平坦地で埋立て等も必要がなく、道路に接道し、汚水、雑排水は前面道路の排水・雨水管に接続し、雨水は宅内浸透処理、給水は南側道路既設水道です。なお、隣接農地所有者からは事業内容を説明し、意見は特にありませんが、今後何かあった場合は対応するとのことでした。

資力については、全額、母の自己資金で行う計画で、金融機関の残高証明書で確認しております。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣

接土地所有者に支障ないことを確認されたことから、第1調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号整理番号1番「農地法第5条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり許可することに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画（案）について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の4ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年9月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は40ページからとなります。

整理番号1番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目畑3筆、合計面積は994平方メートルです。権利の設定を受ける者は、帝人ソレイユ株式会社で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は6年間、借賃は10アール当たり〇万円です。

整理番号2番、賃借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は4,327平方メートルです。権利の設定を受ける者は、〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇〇の方です。借受期間は1年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇キログラムです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第1調査会長から議案第3号の調査結果についての報告をお

願います。

中野栄調査会長 議案第3号整理番号1番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約0.88ヘクタールです。

次に、整理番号2番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約5.15ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、母が100日です。トラクター、コンバイン、農用自動車等そろえています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号については原案どおり決定することとしました。

三須清一会長 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。

報告は、第1号から第2号までの2件です。

報告第1号は、「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、1件受理しました。届出事由は住宅です。

報告第2号は、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、7件受理しました。届出事由は、住宅が6件、メダカの育成、販売が1件です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号から第2号について、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和3年第9回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。